**運営規程等における訪問型サービスＡの文言について**

※既に従前相当サービスの指定を受けていて、一体的に事業を行う予定の訪問型サービス事業所向けの資料です。

１．定款

・「第一号事業」または「第一号訪問事業」と記載があれば、変更の必要はありません。

２．運営規程

・訪問型サービスＡの開始にあたり、既存項目の変更は必要ありません。

・「第一号訪問事業」の記載があれば、文言の変更は必要ありません。

※「訪問型サービス」とだけ記載している場合は、変更の必要があります。

・「第一号訪問事業」という表記に変更する

いずれも

変更届の提出が必要

・「訪問型サービスＡ」の内容を追記する

・「訪問型サービスＡ」の運営規程を別に作成する

３．重要事項説明書・契約書

・訪問型サービスＡの開始にあたり、以下の【記載例】に従い、下線部分の内容を書き加える必要があります。

1. 訪問型サービスＡの種類と料金

【記載例】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型 | 内容 | 対象 | 利用者負担額 | | |
| １割 | ２割 | ３割 |
| 訪問型サービス１（１） | 週１回程度 | 事業対象者・要支援１・要支援２ | 1,176円 | 2,352円 | 3,528円 |
| 訪問型サービス１（２） | 週２回程度 | 事業対象者・要支援１・要支援２ | 2,349円 | 4,698円 | 7,047円 |
| 訪問型サービス１（３） | 週２回を超える程度 | 要支援２ | 3,727円 | 7,454円 | 11,181円 |
| 訪問型サービスＡ | １回 | 事業対象者・要支援１・要支援２ | 220円 | 440円 | 660円 |

※料金表になっていない場合や、サービス内容として同様の記載がある場合も、既存の書き方に対応させて「訪問型サービスＡ」の取扱について加えること。

1. 訪問型サービスＡに係る加算

【記載例】

○初回訪問を行った月にサービス提供責任者がサービスを行った（同行訪問をした）場合は、２００円が加算されます。

○介護職員処遇改善加算として、上記利用料に○○％を乗じた金額が加算されます。

※訪問型サービスＡを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

1. 訪問型サービスＡのサービス内容

【記載例】サービス内容について

○身体介護 　　　　　　　○生活援助

・食事介助 　　　　　　　・買い物

・清拭、入浴介助 　　　　・調理

・排泄介助 　　　　　　　・掃除

・体位変換 等 　　 　　　・洗濯 等

※「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスＡ」は、「生活援助」サービスのみを行います。

1. 事業所で指定を受けている事業

【記載例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
| 訪問介護 | 令和○○年〇月〇日 | ○○○○ |
| 第一号訪問事業  （訪問型サービスＡ） | 令和6年4月1日  （令和　年　月　日） | ○○〇〇 |